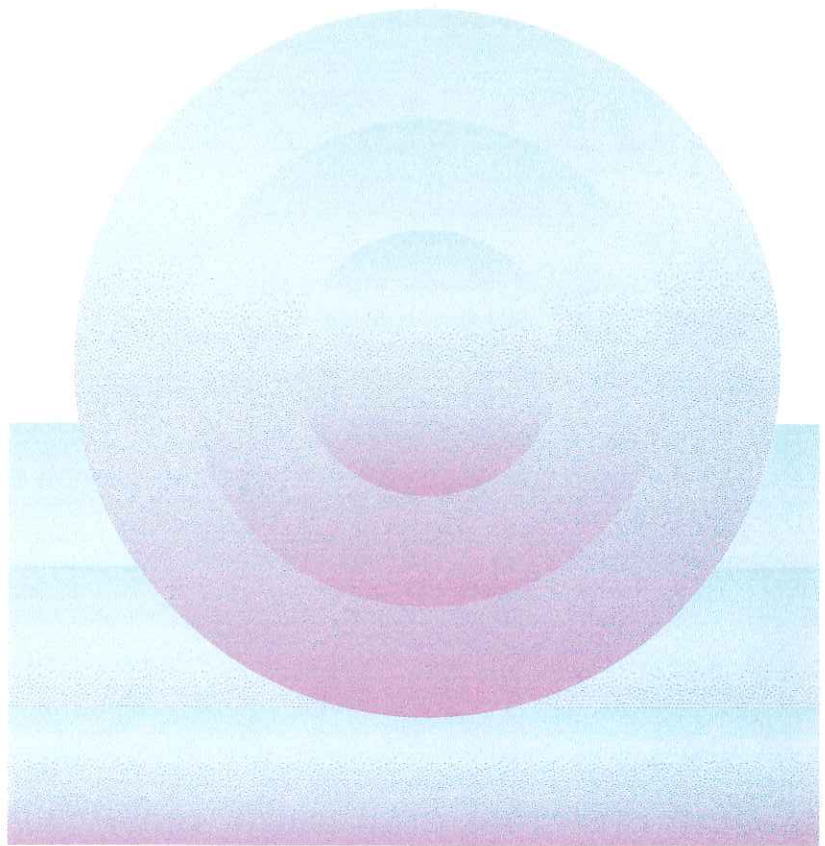


第 1 章

総論



第1章 総論

1. 計画策定の意義

(1) 社会福祉協議会における一般的必要性

平成2年の社会福祉事業法の改正に伴い、社会福祉協議会には、地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されるように、社会福祉事業の広範かつ計画的な実施が求められていますが、この「計画的な実施」は、社協が地域福祉活動計画を策定しなければならない法的根拠と解されています。もともと社協における計画策定の位置付けは、昭和37年の基本要項から一貫して社協の基本機能とされてきたものですが、平成4年に制定された新社会福祉協議会基本要項においては、市町村社会福祉協議会の事業の一つとして「地域福祉活動計画の策定」が明示されました。

地域福祉の計画づくりは、地域福祉推進計画、老人保健福祉計画等行政においても進められ、計画に基づく実施段階ですが、行政計画は法律や予算措置を背景として、施設や人員、財源などの福祉資源の整備・調達を主たる目標としており、社協はこれに積極的に参画すると同時に民間団体としての特性を生かして、自らも住民や福祉関係者との協働による独自の創造的活動計画を策定し、計画的にその推進を図らなければなりません。またその活動計画は住民主体の原則に基づき、福祉ニーズ把握から問題解決までの一貫した機能を併せ持つ、福祉コミュニティづくりを目指す総合的なものであることが求められています。

計画づくりを通し、関係者が地域の福祉課題を共通に認識し、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることは、今後の福祉活動の展開を容易にすると同時に、財政確保等社協の活動強化、基盤強化につながるものであり、活動計画を策定することは社協にとって必要不可欠になっています。

表. 地域福祉活動計画を策定済、または策定中である市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%		都道府県名	社協数	%
1	徳島県	48	96.0	8	栃木県	28	57.1
2	秋田県	64	92.8	9	山口県	29	51.8
3	北海道	175	82.9	10	島根県	28	47.5
4	広島県	68	80.0				
5	岩手県	47	79.7	19	茨城県	28	32.2
6	東京都	47	73.4				
7	和歌山県	31	62.0	全	計・平均値	1,209	35.9

(2) 神栖町社会福祉協議会における今日的意義

今日、高齢化社会の進展に伴い、様々な福祉問題が住民共通の話題として広がっています。神栖町も鹿島臨海工業開発開始から30年の時が流れ、確実に工業化、都市化の道を歩み、核家族化が進み、家族の問題解決能力は低下しています。さらに地域社会も大きく変化する中で、地域としてのまとまり、住民の結び付きも、従来のものであり、質を異にして弱体化しています。

このような状況のもとで、行政責任による地域福祉施策と、民間の地域福祉活動即ち、住民の生活の場、交流・連帯の場である地域社会（コミュニティ）を基盤として、住民の手による福祉の町づくりを総合的に進めていくことがますます必要となってきます。それは高齢者、障害者、児童などの生活不安、福祉問題を住民同士が自らすすんで、共通の問題として、その解決に向けて支援、連帯活動を展開することです。

この、住民による地域福祉活動を展開する民間の中核組織である社協において、法人化以来初めて、地域福祉活動計画が行政計画と連動し、長期的展望を踏まえつつ実践可能な計画としてつくられることは重大な意義があり、社協の真価が問われています。



表. 人口、世帯数の推移

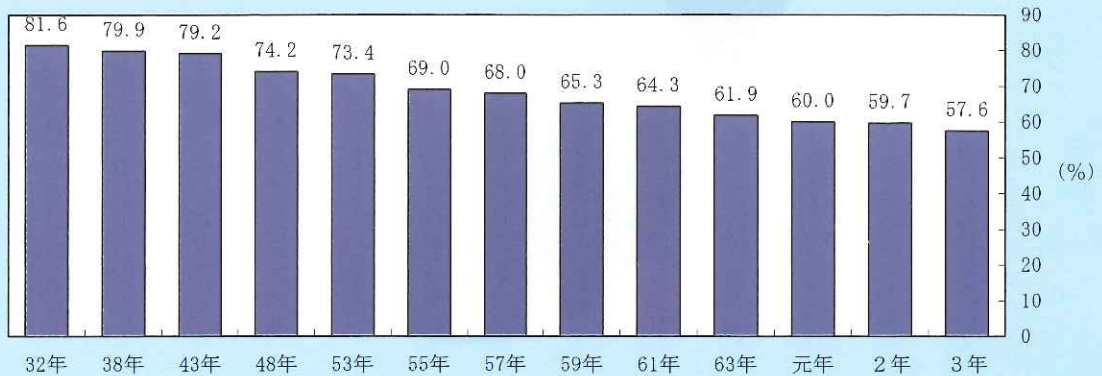
区分 年	人 口			世帯数	1世帯 当り人員
	総数	男	女		
昭和5年	10,826	5,249	5,577	2,030	5.33
昭和10年	11,605	5,608	5,997	2,136	5.43
昭和15年	12,148	5,860	6,288	2,169	5.60
昭和20年	15,561	7,387	8,174	2,830	5.50
昭和25年	16,272	7,830	8,442	2,793	5.83
昭和30年	16,499	7,908	8,591	2,829	5.83
昭和35年	16,326	7,852	8,474	2,971	5.50
昭和40年	15,820	7,744	8,076	3,125	5.06
昭和45年	22,173	11,941	10,232	4,697	4.72
昭和50年	29,974	15,810	14,164	7,556	3.97
昭和55年	32,253	16,572	15,681	9,711	3.32
昭和60年	36,403	18,543	17,860	10,806	3.37
平成2年	40,351	20,647	19,704	12,612	3.20
平成6年	42,844	22,182	20,662	14,215	3.01

注 平成2年までは総務庁国勢調査、平成6年は住民基本台帳（4月1日現在）より

平均寿命の国際比較

国 名	作成基礎 期 間	男	女	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
				7%	14%	
日 本	1990	75.86	81.81	1970年	1995年	25年
ア メ リ カ	1989	71.8	78.5	1945	2010	65
イ ギ リ ス	1986-88	72.4	78.1	1930	1975	45
旧 西 ド イ ツ	1986-88	72.21	78.68	1930	1975	45
フ ラ ン ス	1987	72.03	80.27	1865	1990	125
ス ウ ェ ー デ ン	1989	74.79	80.57	1890	1970	80

老人（65歳以上）の子との同居率の推移



〈厚生省調〉

2. 計画の名称及び期間

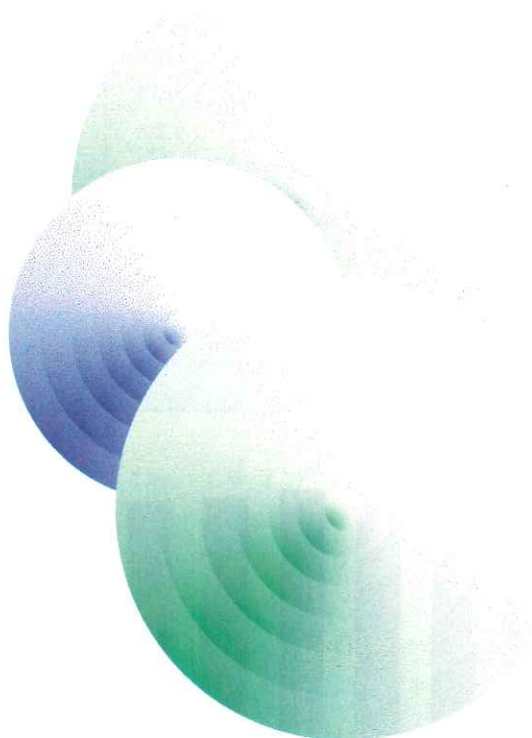
●計画の名称

この計画の名称は『神栖町社会福祉協議会地域福祉活動計画』とします。ただし、住民にわかりやすく、親しまれやすくするため、以下のように呼称することにしました。

ふれ愛プラン '94
私たちでつくるやさしい町

●計画の期間

計画の期間は、21世紀を展望したものとし、平成7年度を初年度に平成16年度までの10年間を目標にしました。



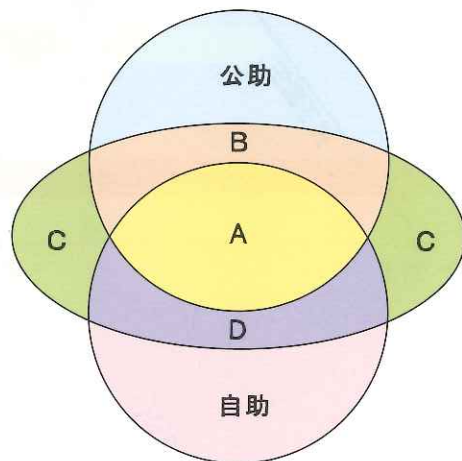
3. 計画策定の社会的背景

(1) 家庭・地域社会の変化と機能の衰退

私達が日常生活を営む場は、家庭と地域社会及び会社（子どもは学校）の三つの場所だと考えられます。「福祉」が「すべての人の幸せを実現する活動」だとすれば、日常生活を過ごすこの三つの場所それぞれで、福祉が充足されなければなりません。

しかし、高度成長に伴う人口移動や核家族化の増加は、家庭が持っていた福祉力や教育力（＝自助の力）を衰退させてきています。地域社会がもっていた共助の力も、連帯感が少なくなる中で同様な傾向を示しています。

今、私達は21世紀を目途にした、新しい「共助のシステム」を創造し、自助を組み立てるべく行政との連携の新しいあり方を策定する必要があります。



公助：国、地方公共団体

A：社会福祉協議会

B：福祉公社等公の下部
機関

C：ボランティア団体等
無償の活動体

D：預託型福祉活動体
有償福祉活動体
当事者組織

自助：家族・民間企業等
市場部門

共助：A, B, C, D

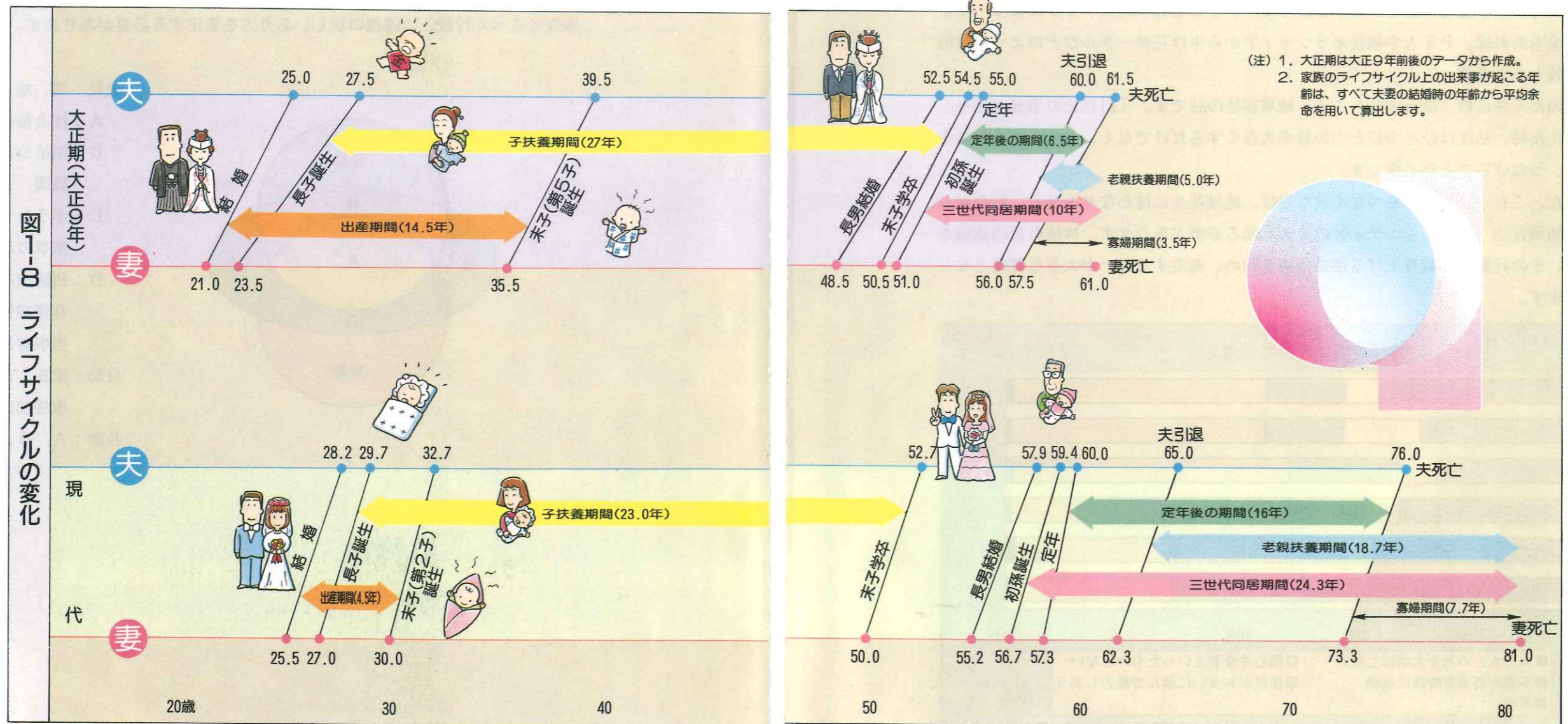
(2) 平均寿命の伸長と高齢化社会の進展

人生80年時代の到来は、私達のライフサイクルに大きな変化を生み出しました。人生が60年であった時代に比べると、「もう一つの人生が増えた」というようなものです。

この「もう一つの人生」を「充実した、生き生きした人生」にするためには、誰が、何を、どうしたらいいのか、又、いつまでにやるべきなのかを体系的、具体的に策定しなければなりません。

そのためには、行政・民間の枠を超えて、神栖町民の知恵と行動を集める必要があります。

《ライフサイクルの変化》



「人口問題審議会意見書」(昭和59年)の中に基き、現代の部分について最新の数字で修正

(3) ノーマライゼーションの思想

人という動物は、障害をもつ動物です。決して一人では生存できません。だから人と人のつながり（=社会）をつくり、文化を創造するのです。

21世紀の福祉（=「みんなの幸せづくり」）を考える時、「私達は、みんな弱い動物なんだ。だから、支えあうことが必要なんだ」という思想に立つことが重要です。今健康な人だって、いつ倒れるかわからないのです。

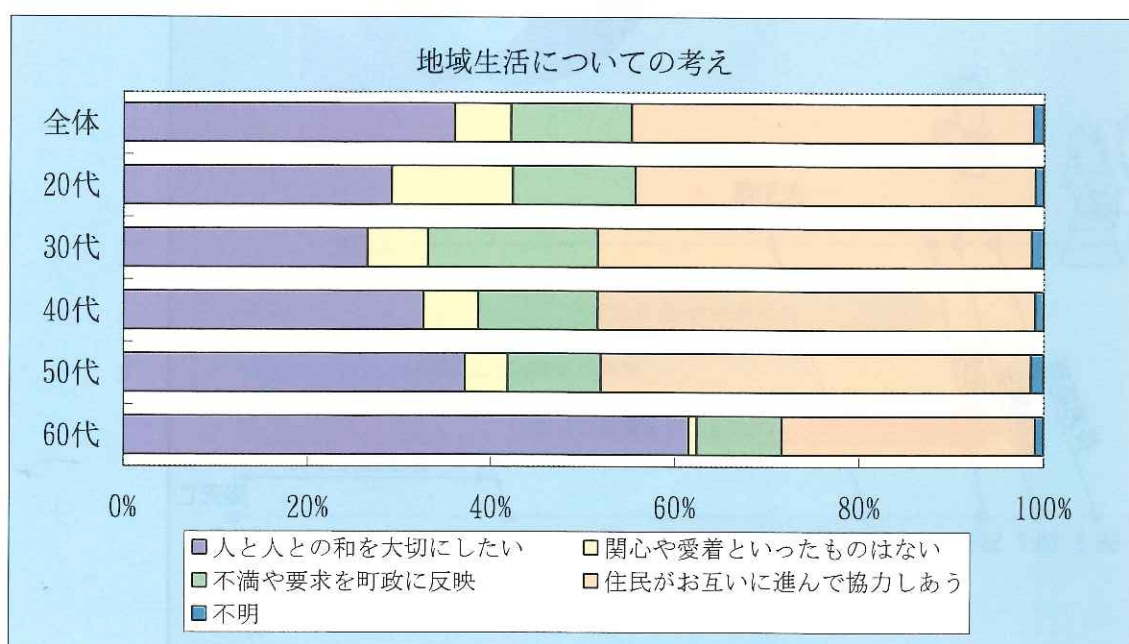
その上で、ハンディキャップをもつ町民が、「今はまだ元気な町民」と一緒に、同じような生活ができるような「神栖の福祉のまちづくり」が必要です。みんな幸せになりたいのです。

(4) 地域社会の特徴と住民の意識

神栖町には多様な「ひとの輪」があります。子ども会や老人クラブのような年齢別の輪もあれば、PTAや福祉ボランティアから生け花サークルなどのような目的別の輪もあります。

このたくさん「ひとの輪」こそ、地域福祉の柱です。「21世紀の幸せづくり」を考えた時、私達はひとつひとつの輪を大きくするだけでなく、もっと多くの輪を創り、つなげることが必要です。

また、これらの輪が手をつなぐ主な場は、地域社会にほかなりません。したがって、地域社会（=コミュニティ）の充実も図る必要があります。神栖町民の意識を結び、その行動力を織り上げる連帯の輪を強め、充実することが大きな課題となっています。



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

4. 社会福祉協議会の目指すもの ～「見える社協」への転換～

従来の社協活動は、社会福祉を目的とした事業に関する調査、及び研究、或いは連絡調整等、住民にとって見えにくい存在でした。そこで“見える社協”づくり、すなわち「事業型社協」のイメージを具体化していく過程で、ニーズ把握から問題解決まで一貫して住民に見える、わかりやすい社協へ脱皮する必要があります。地域で最も質の高いサービスを提供できる民間組織として、住民にとって社協がなくてはならないものであるという組織づくりを目指さなければなりません。

「社協らしさ」を十分発揮し、日常的に援助を必要とする人々に焦点を据え、これらの人々の生活を支える体制を地域の中につくり出す必要があります。福祉サービスや活動とそれに参加協力する関係者、当事者、住民によって継続的・安定的な事業を通して、社協の基盤強化及び体質改善に取り組まなければなりません。

「社協らしさ」とは？

- ① 住民・当事者の参加
…事業の企画、実施から評価まで全ての過程に住民参加が保障されていること。
- ② ニーズ指向
…地域のニーズに応えることを組織の行動原理としていること
- ③ 協働性
…福祉ニーズの問題解決に向けて、保健・医療・福祉その他関連領域の組織との協働が図られていること
- ④ 専門性
…コミュニティワークやケースマネジメント等、地域福祉推進の専門技術を活用していること

5. 社会福祉協議会活動の重点課題

(1) 福祉情報活動の強化

社協活動の基盤を支える情報活動を強化し、福祉の専門機関としてのシンクタンク或いは情報の発信元として、積極的に取り組む必要があります。

また、従来のような一部の困っている人への福祉から、地域で生活している普通の人も対象としていくことが必要であり、対象者の広がりは必然的に情報活動を拡大・充実しなければなりません。将来的には地域福祉センター等の活動拠点整備がされる時点で情報センター機能に配慮し、情報管理担当者の配置も考えていかなければなりません。

(2) 福祉ニーズの把握

地域福祉が住民の生活の場である「地域」を基盤として、住民の生活上の支障や困難を取り除き、また予防し、さらに生活の豊かさを目指すものである以上、福祉ニーズの把握が最も重要な課題であることはいうまでもありません。

福祉ニーズの早期発見とシステム化を図ります。具体的には、社協の福祉活動専門員の地域担当制による在宅訪問活動を基盤として、「福祉情報カード」を見直し、他の在宅訪問を行っている民生委員、保健婦、ホームヘルパー、訪問看護婦との連携を図り、ニーズの早期発見、情報の一元管理に努め、分析・評価のための定期的なカンファレンスを関係者とともに組織します。また、既往の調査の追跡も含め社会調査の体系化の実施に取り組みます。

(3) 地域組織化活動の推進

神栖町は、軽野村と息栖村が合併することにより誕生して以来、コミュニティ区分が整理されないまま今日に至っています。かろうじて地域を語る時に明確に区分けできるのは旧村2地区であり、行政区、学校区、婦人会、民生委員等の区割り、小学校区或いは中学校区といった区域では整理できない実状です。

(別添資料参照)

福祉コミュニティづくりは、地域住民の事業への参加、協働体験を通して、住民の個々の問題への理解と認識を深めることです。したがって、日常的に援助を必要とする人々に焦点を据え、問題を共有化し、生活を支える体制を地域の中につくりだす、ということが重要となります。

そのため、古くからある住民の共同組織としての行政区をはじめとする地域の諸団体の組織の中に、コミュニティ活動をする為のセクションを創設し、ネットワークがつくられ、活動の活性化を図り、日常的で継続的な活動を通して、新しいコミュニティ形成をいかに作りだしていくかが重要な課題です。

●エリア及びコミュニティ構想

福祉エリア	町の単位	機能	アプローチの手法
小地域 (コミュニティ)	行政区 小学校区 中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となった活動をする。 ・公民館や自治会集会場等が活動の拠点。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区組織に「地域活動担当セクション」をつくる。 ・「コミュニティ会議」等を生涯学習課と連携し、住民自治活動を促進させる。
福祉エリア	旧村地区	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域の福祉活動を支援する ・福祉事業を実施する。 ・在宅介護支援センターやデイサービスセンター（いずれも未設置）が活動拠点。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動マニュアルやモデル計画の作成。 ・組織化活動、地域のネットワーク活動を推進する。
全町	全町	<ul style="list-style-type: none"> ・全町を対象とした企画、調整をする。 ・情報の収集、提供の発信元。 ・地域福祉センター（未設置）が活動拠点。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画を策定する。 ・調査研究活動を実施する。 ・地域の福祉情報の収集、提供をする。

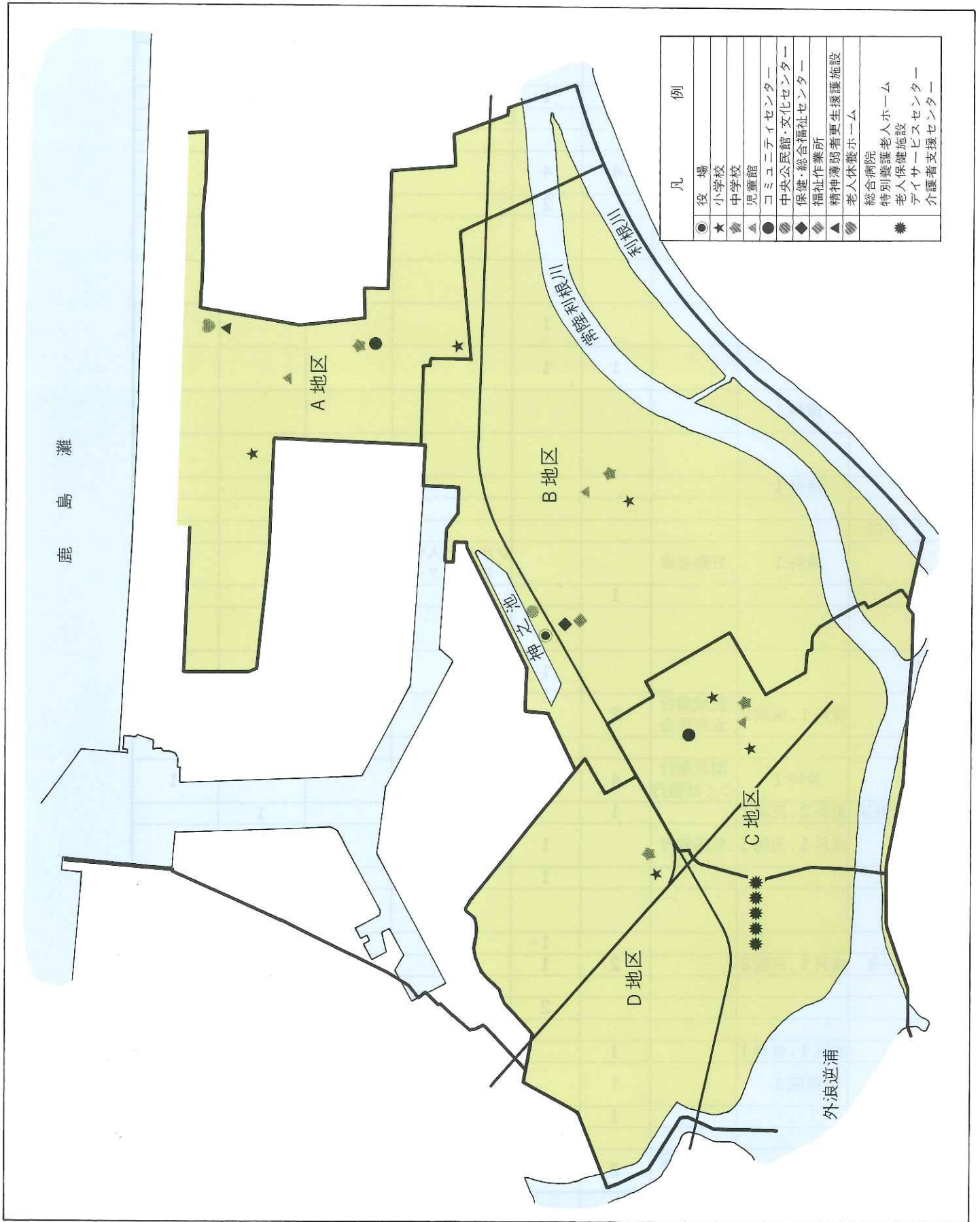
(資料) 地域区分の現状

行政区	小学校	中学校	婦 地区	人 支	会 部	子 ども 会	公 民 館	民 生 委 員	世帯数		児 童 公 園
									住 民 台 帳	行 政 区 へ 加 入	
知手浜	軽野東	三	東	知手浜南		2	1	☆	467	563	1
				知手浜北		1	1	☆	312	366	1
				奥野谷浜		1	1	☆	88	71	1
				知手浜東団地		1	1	☆	32	24	1
日川浜	横瀬	中	東	日川浜		1	1	☆	2,457	1,262	4
				知手東町		1	1	☆	383	1	
知手仲町	横瀬	中	東	知手仲町		1	1	☆	121	26	1
				横瀬団地旧池向		1	1	①	19	1	
横瀬	小	中	東	横瀬団地旧深芝浜		2	1	①	192	144	1
				長横		1	1	①	707	531	1
日川	横瀬	中	中	日川一番		2	1	③	267	198	1
奥野谷	横瀬	一	中	奥野谷		2	1	☆	401	340	1
知手	横瀬	一	中	知手		2	1	①	172	183	1
柳堀	横瀬	一	中	柳堀		2	1	①	132	122	1
萩原	軽野小	中	東	萩原		1	1	①	89	66	1
芝崎					1	1	①	104	83	1	
石神					1	1	①	289	179	1	
溝口					1	1	①	246	140	1	
一貫野				一貫野		1	1	①	72	53	1
田畑	軽野大野原	一四	中	田畑		1	1	☆	251	190	1
高浜	軽野大野原	一四	中	高浜		2	1	①	263	104	1
木崎	大野原	中	四	木崎		1	1	①	68	51	1
亀の甲団地					1	1	☆	1,468	733	1	
浜松	原小	中	西	新港		1	1	☆	876	1	
新港				1	1	☆	1,331	799	1		
大野原	大野原大野原西	中	西	大野原		2	1	☆	355	253	1
息栖	大野原西			息栖		1	1	②	279	171	1
息栖原	大野原西息栖	四二	中	ナシ		2	1	①	335	205	1
居切	息栖小	二	中	ナシ		1	1	☆	695	539	1
平泉					1	1	③	49	39	1	
鱒川					1	1	①	529	235	3	
深芝					1	1	☆	285	211	1	
下幡	木井	中	西	下幡		1	1	①	304	233	1
筒井					1	1	①	344	429	1	
立野	野小	中	東	立野		1	1	①	200	173	1
賀					1	1	①	1,221	858	1	
泉町	神栖	中	西	ナシ		1	1	①	1,221	858	1
神栖					1	1	②				
計 37 行政区	6 学区	4 学区	3 地区	3 3 支部		49	38	58	14,125	11,565	42

注：☆は民生委員が複数にまたがっている地域

保育園	幼稚園	医療機関	金融機関	薬局	タクシー	老人施設	障害者施設	スーパーマーケット	コミュニティーセンター
						老人休養ホーム	精薄更生援護施設		
		診療所 1			1				
東部	東部	歯科3, 小児科1 診療所 1	常陽銀行 茨城県信 銚子信金	4	4			3	1
					2			1	
星和		歯科 1			1				
		歯科 1		1	1				
		歯科 1							
		歯科 1							
	中部								
		歯科 1	労働金庫			シルバー人材・保健総合福祉センター・福祉作業所			
				1					
					1				
		歯科 1, 医院 2	茨城銀行 水戸信金	2					
		歯科 1	関東銀行 つくば銀行	4	1				1
中部	大野原	歯科 2, 医院 1		1				1	
		歯科 1, 医院 1	常陽銀行		1			1	
					1				
萬徳寺	平泉	歯科 1, 医院 2		2	1				
深芝					2				
		病院 1, 歯科 1		1					
白十字		病院 1		1		特老・老健・デイ 介護・看ス			
				1				1	
		歯科 2	石岡信金 茨城県信	2					
6	4	病院 2, 医院 6, 診療所 2 小児科 1, 歯科 17	1 1	2 0	1 7	7	3	8	2

平成6年3月31日 現在



(4) ボランティア活動の推進

地域福祉において、住民は地域、自治体の主役として、自分たちの望む福祉の町づくりに参加、参画していく権利をもっているとの考えに立っています。

地域福祉は上から与えられるものではなく、住民が力を合わせてつくりあげていくものであり、地域を基盤として総合的かつ計画的に活動しなければなりません。さらに、横の連携も強め、福祉関係者、当事者、ボランティア等のネットワークを張り巡らし、住民のニーズに対応することを目指しています。

このためにはボランティア活動が不可欠であり、以下の項目を重点的に実施していきます。

- ①「福祉のこころ」をつくり、ノーマライゼーションの思想の浸透を図ります。
- ②地域や教育委員会と協力しながらボランティア協力校活動の更なる充実を図ります。
- ③既実施のボランティア入門講座、各種専門講座も、夜間講座や職場対象講座といった、誰もが参加しやすい条件を整えます。
- ④講座終了生に対して、ステップアップのため実体験を主体としたプログラムづくりや、活動の場開拓に積極的に取り組んでいきます。
- ⑤ボランティアコーディネーターの専任化を図ります。
- ⑥自由に活動できるボランティアセンター機能を有した拠点づくりを行政に働きかけます。

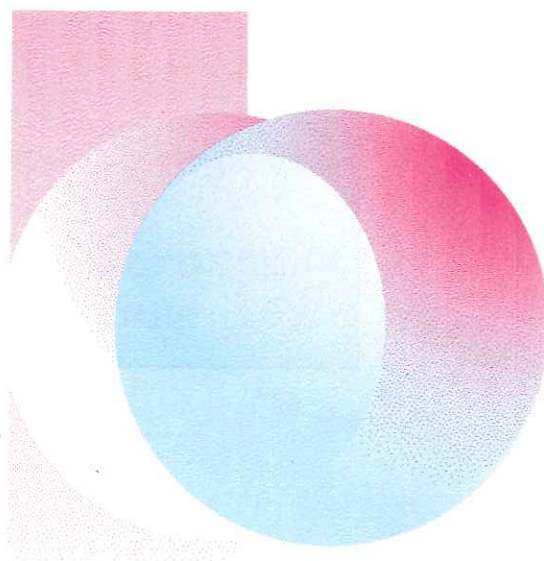
(5) 社協基盤整備の推進

社協は、住民のニーズを汲み上げ、かつそれを解決していく能力・資源を併せ持つ基礎的組織であり、社協活動の進展は組織及び運営の如何によって左右されることが多々です。

社協の特性である専門性、先駆性、即応性、柔軟性といった要素を遺憾なく発揮して今日的要請に応えるためには、地域福祉活動の各段階で常に第一線に位置している社協の組織体制、活動拠点、基本活動、財源及び職員の処遇の見直し強化が必要です。

これが社協の特性だ

- ①専門性：福祉の「専門家」として
- ②先駆性：制度がなくても先駆けて取り組み
- ③即応性：「何時でも何処でも」すぐに対応することを基本として
- ④柔軟性：法律や規則にとらわれず「住民本意」で



6. 計画の構成

- 基本構想 ……社会福祉の基本的視点と福祉のまちづくりの基本的視点を踏まえて実現を目指す方向性を示します。
- 基本計画 ……基本構想の方向に沿って、この計画期間中に実施する福祉サービス、活動等の具体的な計画大綱です。
- 実施計画 ……基本計画で掲げた活動を実際に展開する実行計画です。

